

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和7年2月7日

2. 認定事業者名

三笠ホールディングス株式会社

三笠運輸株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

三笠運輸株式会社は、昭和30年の創業以来、製造業に特化した運送業を展開し地場産業の発展とともに歩み続けてきた。そして「お客様に安心・安全のサービスの提供」を基本理念とし相互の信頼と価値の創造に努め、新たな感動とゆたかな生活を共有することをビジョンに掲げて、最上品質の物流サービスを提供している。

創業から70年の間に社会は目まぐるしく変化し交通網の発達、車両の高性能化、そして情報システム社会への転換等により、当社の業務も大きな変化を遂げてきたが、どのような時代にあっても、輸送業務に携わる者にとって「事故ゼロ」は普遍的なテーマであり、それなくしてはお客様に質の高いサービスをご提供することはできないと考えている。そのため日々の安全管理はもちろんのこと、昨今では社員が常に万全なコンディションでお客様の大切な荷物の輸送・管理に携わることができるよう、健康経営にも注力している。

当社では運送事業と倉庫事業という2本柱を軸に単なる荷物の移動だけでなく、一般貨物から海外貨物に至る部品・製品の在庫管理をはじめ、荷造り・配送管理など、あらゆる物流業務を積極的に展開している。そして地域の総合物流企業としてお客様に高付加価値のサービスを提供できるよう日々研鑽を重ねている。

一方で、労働人口の減少や2024年問題等により、人材不足が深刻化しており、一人一人の従業員への負担も増加している。更に燃料費高騰や、多頻度・小ロット運用需要に対応することによって、配送効率そのものも悪化しており、業界全体で配送力が低下していることが課題となっている。

そこで、事業会社である三笠運輸株式会社と持株会社である三笠ホールディング株式会社のグループ全体で経営資源の最適化を図り、サービスの維持・向上を目指す。

事業再編により、経営管理機能を三笠ホールディング株式会社へ移転し、既存事業と経営管理機能を分離することで、三笠運輸株式会社は本業に注力することが可能となる。これにより、人的ミス等の各種リスクを防止する体制と健康経営に注力出来る環境を整え業務効率の改善、生産性の向上を図る。

また、不動産の一部を三笠ホールディングス株式会社へ移転し、事業会社経営がスリム化するとともに、三笠ホールディングス株式会社に資金調達機能を持たせることで、三笠運輸株式会社と三笠ホールディング株式会社の双方で柔軟な資金調達が可能となる。

事業再編の実施により、三笠ホールディング株式会社による監督の責任と権限を明確にすることで、事業の運営状況を適切にモニタリングし、人的ミス等の各種リスクを防止する体制を構築することが可能となる。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

2027年3月期には2024年3月期の固定資産回転率の値より18.03%改善させることを目標とする。

なお、財務内容の健全性の向上としては、2027年3月期において、有利子負債はキャッシュフローの6.1倍、経常収支比率は117.2%とすることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

(計画の対象となる事業)

全事業

<選定の理由>

労働人口の減少や2024年問題等により労働力不足が深刻化しているが、その他にも燃料費高騰等の外的要因も加わり、本来の物流業務に影響が出ている状況である。そのような状況の中、安心・安全で高品質な物流サービスを提供し続けるためには、運送事業と倉庫事業双方の管理体制の見直し等、構造的な改革が急務であることから、事業再編に取り組むに至った。

<事業構造の変更>

経営管理機能を三笠ホールディングス株式会社へ移転し、既存事業と経営管理機能を分離することで、経営の効率化とガバナンス強化を目指す。

なお、当該事業再編による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給状況ではなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

<承継会社>

名称：三笠ホールディングス株式会社

住所：静岡県掛川市成滝328番地の2

代表者の氏名：代表取締役 松浦 明

承継予定日：2025年3月16日

資本金：100万円

<分割会社>

名称：三笠運輸株式会社

住所：静岡県掛川市成滝340番地の1

代表者の氏名：代表取締役 齋藤 通俊

分割予定日：2025年3月16日

資本金：9,000万円

(事業の分野又は方式の変更)

事業再編により、既存事業と経営管理機能を分離することで、三笠運輸株式会社は本業に注力することが可能となる。これにより、人的ミス等の各種リスクを防止する体制

と健康経営に注力出来る環境を整え、業務効率の改善、生産性の向上を図る。

以上の取組みにより、基準年度の売上高販売管理比率6.05%から5.77%（計画終了年売上高販管費率5.71%）低減させることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

静岡県掛川市成滝328番地の2

三笠ホールディングス株式会社

静岡県掛川市成滝340番地の1

三笠運輸株式会社

(3) 事業関係者

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

1. 事業構造の変更、事業の分野又は方式の変更の内容、期待する支援措置

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項第1号の要件		
ロ 会社の分割	① 分割会社 名称：三笠運輸株式会社 住所：静岡県掛川市成滝340番地の1 代表者の氏名：代表取締役 齋藤 通俊 資本金：9,000万円 ② 承継会社 名称：三笠ホールディングス株式会社 住所：静岡県掛川市成滝328番地の2 代表者氏名：代表取締役 松浦 明 分割前の資本金：100万円 分割後の資本金：100万円 ③ 発行する株式を引き受ける者： なし（無対価） ④ 分割予定日：2025年3月16日	租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
法第2条第17項第2号の要件		

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化	事業再編により、既存事業と経営管理機能を分離することで、三笠運輸株式会社は本業に注力することが可能となる。これにより、人的ミス等の各種リスクを防止する体制と健康経営に注力出来る環境を整え、業務効率の改善、生産性の向上を図る。 以上の取組みにより、基準年度の売上高販売管理比率6.05%から5.77%（計画終了年売上高販管費率5.71%）低減させることを目標とする。	
---	---	--

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年3月16日

終了時期：2028年3月15日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（2025年3月16日時点）

三笠運輸株式会社 185人

三笠ホールディングス株式会社 0人

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

三笠運輸株式会社 190人

三笠ホールディングス株式会社 1人

(3) 新規に採用される従業員数（予定）

三笠運輸株式会社 45人

三笠ホールディングス株式会社 0人

(5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数： 0人

転籍予定人員数： 1人

解雇予定人員数： 0人

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし